

令和2年2月28日提出

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校、専門  
学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について

熊本市立学校(幼稚園を除く。)について、新型コロナウイルス感染症の予防上必要  
があるとして、学校保健安全法第20条の規定に基づく臨時休業措置の実施について、  
議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

臨時休業及び臨時休業に伴い実施する措置等について  
別紙のとおり

(提出理由)

熊本市においても4例の新型コロナウイルスによる患者が確認されている状況下、  
令和2年(2020年)2月28日付け元文科初第1585号にて通知のあった、  
「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援  
学校等における一斉臨時休業について」における要請などを踏まえ、熊本市立学校  
(幼稚園を除く。)について学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の措置を実施  
する必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教  
育委員会規則第6号)第2条の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

## 別紙

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について

### 1. 臨時休校措置とする期間

令和2年(2020年)3月2日から同年3月24日までとする。

ただし、3月9日は、小中学校において臨時登校日とする。高等学校、専門学校及び特別支援学校の臨時登校日は各学校にて定める。

### 2. 臨時休校期間中の児童生徒等について

新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒等に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。

### 3. 児童育成クラブについて

臨時休校期間中の児童育成クラブについては、原則開設とする。

### 4. 市立高等学校及び特別支援学校の入学選抜試験について

熊本県立学校の入学選抜試験の実施日程に合わせ3月10日及び11日に実施する。

### 5. 卒業証書授与式の対応について

当初の実施予定日に執り行うこととする。ただし、参加者は、教職員、卒業生、保護者(同居者)のみで行うこととし、在校生や来賓等の参加は認めない。この場合の授与の形式等は学校長の判断とする。

なお、修了式の実施については検討中であり、後日改めて通知を行う。

### 6. 教育課程等について

教育課程及び臨時休校期間中の学習については、別途教育委員会から通知する。

### 7. 保護者への周知

臨時休校措置の実施及び以下の対応について、全ての児童生徒等の保護者に対し、学校ホームページ、安心安全メール等を用いて确实かつ速やかに情報提供を行うこと。

### 8. 教職員の服務について

臨時休校期間中であっても、教職員は通常通り勤務を要するものとする。